

令和 4 年 9 月

第 3 回松阪地区広域消防組合議会定例会

会 議 録

開会 9 月 9 日

閉会 9 月 9 日

松阪地区広域消防組合

令和4年9月第3回松阪地区広域消防組合議会定例会

議事日程第1号 令和4年9月9日 13時30分 開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第2号 議長選挙について
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 選挙第3号 副議長選挙について
- 日程第7 議案第6号 令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第7号 監査委員の選任について
- 日程第9 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 小川 朋子 君 | 2番 | 小野 建二 君 |
| 3番 | 吉川 篤博 君 | 4番 | 橘 大介 君 |
| 5番 | 市野 幸男 君 | 6番 | 深田 龍 君 |
| 7番 | 沖 和哉 君 | 8番 | 松岡 恒雄 君 |
| 9番 | 坂口 秀夫 君 | 11番 | 山本 芳敬 君 |
| 12番 | 久松 倫生 君 | 13番 | 西口 真理 君 |
| 14番 | 隆宝 政見 君 | 15番 | 深水美和子 君 |
| 16番 | 綿民 和子 君 | 17番 | 乾 健郎 君 |

欠席議員（1名）

- 10番 野呂 一男 君

議場出席説明者

- | | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 管理者 | 竹上 真人 君 | 副管理者 | 久保 行男 君 |
| 副管理者 | 世古口哲哉 君 | 副管理者 | 永作 友寛 君 |
| 会計管理者 | 高木 達彦 君 | 監査委員 | 西村 和浩 君 |
| 消防長 | 松本 芳昭 君 | 消防次長 | 中川 悟 君 |
| 総務課長 | 村田 学 君 | 松阪中署長 | 深田 博行 君 |
| 松阪南署長 | 高橋 淳也 君 | 救急課長 | 渡部 歩 君 |
| 警防課長 | 森田 敬文 君 | | |

事務局出席職員

事務局長 中西 雅之

書記 東條 新

○臨時議長（坂口 秀夫君） 皆さん、こんにちは。私は松阪市選出の坂口秀夫でございます。本日招集されました松阪地区広域消防組合議会定例会は、当組合議会議員の交代、及び、副議長でありました世古口明和町長が7月26日施行の松阪地区広域消防組合同規約の変更に伴い、副管理者に就任されたことから、議長及び副議長が不在となっておりますので、議長選挙が終わるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、年長であります私が、法の定めに従い僭越でございますが臨時の議長の職務を行いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。これより令和4年9月第3回松阪地区広域消防組合議会定例会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたからご報告をいたします。次に、議員の交代がございましたのでご報告をいたします。松阪市選出議員として、小川朋子議員、小野建二議員、吉川篤博議員、橋大介議員、市野幸男議員、西口真理議員、深田龍議員、沖和哉議員、松岡恒雄議員、私坂口秀夫、野呂一男議員、山本芳敬議員、久松倫生議員、多気町選出議員として、隆宝政見議員、深水美和子議員、明和町選出議員として、綿民和子議員が、就任されておりますのでご報告をいたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（坂口 秀夫君） 日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 選挙第2号 議長選挙について

○臨時議長（坂口 秀夫君） 日程第2「選挙第2号議長選挙について」を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（坂口 秀夫君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（坂口 秀夫君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。議長に西口真理議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました西口真理議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（坂口 秀夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西口真理議員が議長に当選されました。西口真理議員が、議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。議長に当選されました西口真理議員よりご挨拶がございます。お願いいたします。

○西口真理議員 一言、お礼のご挨拶を申し上げます。ただいま、皆様の御同意を頂き、議長に選任していただきました西口真理でございます。もとより微力ではございますが、闊達な議論、そしてスムーズな議事運営など、職責を全うすべく誠心誠意務めて参りますもので、皆様の御支

援御協力よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（坂口 秀夫君） 西口議長と交代いたします。

○議長（西口 真理君） ただいまから、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日程第3 議席の指定

○議長（西口 真理君） 日程第3「議席の指定」を行います。今回就任されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付されております議席表のとおり議席を指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（西口 真理君） 日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により4番 橘大介議員、14番 隆宝政見議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（西口 真理君） 日程第5「会期の決定」を議題といたします。

本日、開会前に議会運営委員会を開催願ひ、協議の結果、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第6 選挙第3号 副議長選挙について

○議長（西口 真理君） 日程第6「選挙第3号 副議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に綿民和子議員を指名したいと思ひます。お諮りいたします。ただいま指名いたしました綿民和子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました綿民和子議員が副議長に当選されました。綿民和子議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。副議長に当選されました綿民和子議員よりご挨拶があります。

○副議長（綿民 和子君） みなさま初めまして。明和町議会より綿民和子でございます。このような大役を仰せつかりまして、誠に身の引き締まる思いでございます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

日程第7 議案第6号 令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（西口 真理君） 日程第7 「議案第6号令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○議長（西口 真理君） 竹上管理者。
[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者（竹上 真人君） ただいま上程されました議案第6号令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算をご審議いただくにあたり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。さて、当消防組合の災害の状況を振り返りますと、令和3年中、火災が80件で、前年比12件の増加、救急が1万3,403件で、前年比253件増加しております。そのような状況の中、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの発令と解除が繰り返され、社会経済活動の制限はもとより消防業務にも大きな影響を及ぼしていることは、ご承知のとおりでございます。その感染拡大の波は、現在も第7波として引き続いており、感染防止に留意しながらのコロナ患者等の搬送や活動後の消毒など、救急現場においては、厳しい状況が続いております。こうした状況の中、保健所等からの依頼によるコロナ患者の移送に対しましては、消防本部に勤務する救急救命士を中心とした救急隊を編成するなど状況に応じて業務を継続してまいりました。また、令和2年度からの繰越事業における松阪中消防署庁舎の仮眠室個室化工事完了により、全消防署・分署の仮眠室の個室化が整い、職場における感染症のまん延防止等、衛生環境の改善を図りました。今後とも住民サービスに直結する救急・火災出動をはじめ、消防業務遂行に万全を尽くしてまいります。

以上、昨年度の状況について、ご報告申し上げましたが、事業の詳細につきましては、主要施策の成果及び実績報告書に記載しております。なお、令和3年度の会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類、実質収支に関する調書のとおりでございます。

以下、決算の詳細につきましては、会計管理者から説明をいたしますので、よろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西口 真理君） 高木会計管理者。
[会計管理者 高木 達彦君 登壇]

○会計管理者（高木 達彦君） それでは、令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算書に基づきまして概要をご説明申し上げます。1ページから4ページをご覧ください。当年度の予算現額は、歳入歳出それぞれ28億3,187万円で、決算額は、歳入の収入済額が28億3,480万195円、歳出の支出済額が28億369万2,722円となり、歳入歳出差引残額は3,110万7,473円となりました。9ページ、10ページをご覧ください。まず、歳入の主なものでございますが、第1款分担金及び負担金の収入済額26億516万5,000円は、当組合構成市町からの分担金で、うち7,645万円は、令和2年度からの繰越事業費であります。第2款使用料及び手数料の収入済額703万5,358円の主なものは、庁舎等使用料などでございます。第3款国庫支出金の収入済額1,064万2,000円は、松阪中消防署三

雲分署の消防ポンプ自動車購入事業に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。第4款繰越金の収入済額2,260万8,486円は、前年度繰越金でございます。第5款諸収入の収入済額2,414万9,351円の主なものは、12ページ三重県消防学校教官派遣職員給与等収入などでございます。第6款組合債の収入済額1億6,520万円は、3台の消防ポンプ自動車などの購入事業に対するものでございます。13ページ、14ページをご覧ください。続きまして、歳出でございますが、詳細は令和3年度主要施策の成果及び実績報告書等に記載しておりますので、款別に主な支出内容をご説明申し上げます。第2款総務費の支出済額4億1,759万2,377円の主なものは、人件費及び消防本部の諸経費でございます。15ページ、16ページをご覧ください。第3款消防費の支出済額22億7,285万7,180円の主なものは、人件費及び4署5分署にかかる消防活動に要した経費のほか、消防ポンプ自動車の更新配備、令和2年度からの繰越事業であります松阪中消防署仮眠室個室化工事などがございます。第4款公債費の支出済額1億1,272万6,210円は、長期債償還元金及び利子などがございます。続きまして、21ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は3,110万7,000円で、翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、全額実質収支となりました。23ページ、24ページの財産に関する調書ですが、1 公有財産は、決算年度中増減高はございませんでした。2 物品につきましては、消防ポンプ自動車の更新配備等に伴い、車両が2台、重要物品が3点増加いたしました。

以上で、令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算書の概要説明を終わります。なお、決算書にあわせて提出いたしました地方自治法第233条第5項の規定によります主要施策の成果及び実績報告書などの調書の説明は省略させていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西口 真理君） 次に、監査委員の報告を求めます。西村監査委員。
[監査委員 西村 和浩君 登壇]

○監査委員（西村 和浩君） ただいま上程されております議案第6号「令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算」の審査意見につきまして、報告させていただきます。この審査は、野呂一男・乾 健郎両委員と共に実施をいたしました。その内容と結果につきましては、お手元に配布させていただいております令和3年度 松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算審査意見書のとおりでございますので、ポイントを絞りました説明いたします。意見書の1ページをお願いいたします。審査の対象、期間、方法は、記載のとおりでございます。審査の結果でございますが、審査に付された、令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算書及び政令で定める附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は証拠書類と符合し、予算の執行は概ね適正であると認められました。なお、決算審査にあたり参考としました例月出納検査の結果につきましても、適正に処理されておりましたことをあわせて報告いたします。1ページ下段から4ページの中段、予算の執行状況については、記載のとおりでございます。実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございますが、審査の結果、計数は正確なものと認められました。6ページの「むすび」につきましては朗読させていただきます。以上、令和3年度松阪地区広域消防組合会計の決算審査の結果について述べたものである。決算額は、歳入28億3,480万195円、対前年度比94.7%、歳出28億369万2,722円、対前年度比94.3%で差引3,110万7,473円の残額を生じ、翌年度繰越財源がないことから、実質収支額は、3,110万7,473円となっている。当年度は、ブーム付多目的消防ポンプ自動車を含む消防車両3台の更新配備や令和2年度より繰越されていた松阪中

消防署仮眠室個室化改修工事など、消防力及び感染症対策が強化されている。未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症が続く中、救急搬送や移送業務に係る感染予防対策や活動後の消毒作業など、救急隊等にかかる負担は増大していると思われるが、必要に応じた柔軟な出動編成を図りながら、今後も消防救急業務の維持に万全を期されたい。また、地方公務員法の一部改正に伴い、今後は段階的に定年年齢が引き上げられる予定であるが、災害現場活動を踏まえた消防体制の維持・向上のため、より効果的な人材育成、人事管理等に配意した組織づくりに取り組まされたい。

以上で、令和3年度 松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算審査意見書の説明を終わります。

○議長（西口 真理君） これより質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第6号を認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第6号令和3年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定については認定されました。

日程第8 議案第7号 監査委員の選任について

○議長（西口 真理君） 日程第8 「議案第7号 監査委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（西口 真理君） 竹上管理者。

○管理者（竹上 真人君） ただ今上程されました、議案第7号監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。本日配付いたしました人事案件の議案書をお願いいたします。議会の議員から選任する本組合の監査委員として、小野建二議員をお願いしようとするものでございます。経歴等につきましては、お手元の議案書裏面に記載のとおりでございます。本組合の監査委員として、適任と考え提案しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西口 真理君） 本案について質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） お諮りいたします。本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

○議長（西口 真理君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は、同意することに決しました。監査委員に選任されました小野建二議員からご挨拶があります。

○監査委員（小野 建二君） ただいま推挙いただき、広域消防組合監査委員の選任を頂きました。ありがとうございます。職責を全うできるようしっかりと取り組んで参ります。どうか今後

ともご指導ご鞭撻のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第9 一般質問

○議長（西口 真理君） 日程第9 一般質問を行います。それでは、通告に従い、発言を許可します。

12番 久松倫生議員。

○12番（久松 倫生君） 定例会の時間いただきありがとうございます。久松倫生でございます。今後の消防体制の維持・向上についてという大きなテーマであります。先ほどの決算審査の意見書の中でもこのことは協調されております。その点で一つは新型コロナ感染拡大が続く中で、救急業務の維持というのが大変問われていると思いますけれどもそれへの対応の現状はどうか、体制の機能が果たされているかどうか、まず現状についてお聞きをいたします。今後の体制強化と消防体制の維持向上ということでは、人員整備の今後が問われるのではないかという風に思います。救急体制の充実を含めて、消防体制の維持向上をどう計画的に進めていくのか、計画的という場合、定数条例の検討というものを考えられているのかどうか、当然今課題となります定年延長との関りがございませけれども、それとの関りあるいは今運用されております再任用などの現状と合わせてこうした定数の今後の検討、これについてお考えを聞きたいと思っております。以上であります。

○議長（西口 真理君） 松本消防長。

[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） ただいま、久松議員から今後の消防体制への維持向上について大きく二つのご質問を頂きました。まず一点目の新型コロナ感染症拡大が続く中で、救急業務の維持への対応でございますが、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、本年7月には、県内で初めて1日に1,000人を超え、さらに8月には県内で4,000人、当消防組合管内で500人を超える状況となっております。8月中の救急出動は1,597件で、うち、保健所や医療機関からの移送や救急搬送の要請、また、自宅療養者からの救急要請などや行動歴・発熱症状などの疑いを含む救急出動は、速報値で377件、その内、陽性者にかかる搬送は約83.8%の316件でございました。これらの搬送等に伴う感染症予防対策や活動後の消毒作業など、救急隊にかかる負担は増大している現状でございます。これまで、救急業務を維持するための方策といたしましては、全消防署所において仮眠室の個室化や事務室、食堂においてアクリル板を設置するなど、職場内における感染拡大を防ぐとともに、救急車内の仕切りや感染症患者隔離搬送用バッグ、ウイルスバリア性能の高い感染防止衣及び消毒用噴霧器など救急業務にかかる資器材の充実を図ってきたところでございます。ソフト面につきましては、保健所職員を講師に迎えた職員向けの感染症に関する研修会の開催や感染症対策マニュアルを見直し、基本的な感染防止対策の徹底を図るとともに、市内3病院及び松阪保健所との連携強化を行ったところでございます。また、救急隊員1人にかかる負担を軽減するための対策といたしまして、平日昼間の移送業務につきましては、消防本部の毎日勤務者で救急隊を編成したり、各消防署所においては、出動する救急隊員を適時交代させ、さらには、これまで手作業で消毒作業を行っていたところを消毒噴霧器の使用により時間短縮を図るなど様々な対

策を講じているところでございます。今後も救急業務を維持するため、職員一丸となり対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に2点目の人員整備の今後について、救急体制の充実を含めて、消防体制の維持向上をどう計画的に進めていくかでございますが、令和元年12月定例会において久松議員から将来的な基盤強化をどう図っていくのかと、一般質問をいただいております。その際、当消防組合としては、構成市町、あるいは議員の皆様のご理解のもと、庁舎や車両、装備について継続的に強化を図ってきたところで、消防を取り巻く情勢の変化を踏まえながら、救急需要の増加に伴う救急救命士の養成に加え、職員の大量退職期に伴う急速な世代交代や消防業務の高度化・専門化に対応した人材育成と、また、国・県が進める消防の広域化の流れの中で、まずは一部の業務の連携・協力等を研究し、消防力の強化を検討していく主旨の答弁をさせていただいたところです。また、令和3年2月定例会において、当消防組合職員定数条例第3条に規定する定数除外職員について、不測の復帰等に対する措置として、定数275人のところ280人への改正をお願いし、可決いただいた経過もございます。その後の状況といたしまして、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染拡大に伴う救急業務の負担増大や消防業務継続に組織一丸となって、対応しているところでございます。また、地方公務員法の一部改正により令和5年度から定年年齢の段階的引き上げが始まろうとしていますが、現在の短時間勤務で運用しております再任用職員とは異なって、定数条例の対象となり、60歳以降の高齢期の職員が一定数占めるとともに、職員全体の平均年齢、年齢層が高くなると予想されます。他方、消防事務の連携・協力という面では、消防指令業務の共同運用に関して、近隣消防本部にその勉強会を呼びかけ、整備コスト等の低廉化、効率化、組織体制の強化などに向けて協議を始めたところです。これら様々な課題の絡む中で、ここ数年は退職者の少ない期間が続くことが見込まれることから、65歳定年が完成するまでにシミュレーションを重ねつつ、定年延長を見据えた幅広い人事ローテーションに配慮しながら、消防体制、あるいは人員について検討していくものと考えております。

○議長（西口 真理君） 久松議員。

○12番（久松 倫生君） はい。ご答弁賜りました。あの、今のご答弁聞かせていただいて現状はいわゆる一丸となって喫緊の課題に対応していただいているということはよくわかりますけれども、将来にわたるこの消防体制の維持向上ということに関して当面の間ですね、ここ数年、いわゆる定年延長に関り等において、いわゆる退職者数の見込みは一定少ないということで年齢層が高くなるにしても、現行体制いわゆる現行定数でなんとか維持できるという風に受け止めさせていただいてよいのかというのが1つと、それから指令業務等いわゆる広域化といった場合、以前言われております前回のこのやり取りの中で管理者からご答弁ありましたが広域化といった場合、地域をですね、これは意見みたいになりますけれども、以前の広域化というのは紀州、紀州と言っては悪いですね、三重県の南端まで松阪広域に合併するという話があって、これはとても受け入れられないというのが松阪広域の管理者あるいは当時の現場のみなさんあげてのそういうお声だったという風に思いますけれども、それとはまた違った意味での一部の指令業務とい

うことがありましたけれども、一部の業務の連携広域化ということが考えられているのかどうかですね、そしてそういう中でも今の体制は当面維持できるという風に我々受け止めていいのかどうか、その点の確認は聞かせていただきたいと思います。再質問といたします。

○議長（西口 真理君） 松本消防長。

○消防長（松本 芳昭君） 定年延長制により定数の中で職員管理をしていくことになるが、現状の定数でできるのかという、ご質問だと思います。先ほどの後半に述べましたが、段階的に定年年齢を引き上げる期間は比較的退職者が少ないことが見込まれますため、まずは該当する職員のこれまでの経験知識を十分活かすことができるよう考慮して、適材適所の職員配置に努め、その間に将来的な人員、消防の体制についての検討をしていくものと考えております。また、65歳定年を見据え幅広い業務を経験配意させることなど人事ローテーションや職員個人の意識改革を促していく必要もあると考えております。

○12番（久松 倫生君） 現場のお声として、当面のサイクルと言いますか、ローテーションで運用していくということですが、然るべくこういう定数については現状に合わせて検討される必要があるのではないかという提起だけして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西口 真理君） 以上で、一般質問を終わります。以上をもちまして、今期定例会の案件は、全部議了いたしました。今期定例会は、これにて閉会いたします。お疲れ様でございました。

14時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副議長

議 員

議 員